



ここが知りたい 民生委員児童委員



Q.相談した内容について秘密は守ってもらえるの？

A.民生委員児童委員には守秘義務があります。地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守ります。

Q.民生委員児童委員に相談したいのだけれど、どこに問い合わせればいいのか？

A.担当区域がありますので、お住まいの地区の民生委員児童委員がわからない場合は問い合わせ先まで御連絡ください。

Q.民生委員児童委員は、一人で活動しているの？

A.すべての民生委員児童委員は、「地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)」に所属しています。みんなで協力して、一緒に活動しています。

Q.民生委員児童委員には、どうやってなるの？

A.町内会・自治会など地域の方々で構成される「地区世話人会」などから推薦され、候補者として選出されます。候補者は、推薦会等での審査・選考を経て、厚生労働大臣から委嘱されます(任期は3年)。興味を持たれた方は、お問い合わせください。

Q.民生委員児童委員の活動の費用は？

A.無報酬のボランティアですが、活動に必要な交通費や通信費などは「活動費」として支給されます。

◆問い合わせ先

川崎区役所地域ケア推進課	201-3228	高津区役所地域ケア推進課	861-3302
大師支所地域振興担当	271-0137	宮前区役所地域ケア推進課	856-3254
田島支所地域振興担当	322-1968	多摩区役所地域ケア推進課	935-3295
幸区役所地域ケア推進課	556-6643	麻生区役所地域ケア推進課	965-5156
中原区役所地域ケア推進課	744-3252		(市外局番:044)



民生委員児童委員のマーク

地域の
身近な相談役

こんにちは 民生委員児童委員です



民生委員児童委員は、ボランティアとして、
住民の暮らしをみまもり、安心して
暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。



▲市HPはこちら



民生委員児童委員とは？

民生委員法に基づき、地域の推薦により選出され、無報酬のボランティアとして厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員です。

児童福祉法により児童委員を兼ねていることから、「民生委員児童委員」と呼ばれます。担当区域を受け持つ「地区担当民生委員児童委員」と、児童福祉に関わることを主に担当する「主任児童委員」がいます。

◆地区担当民生委員児童委員

高齢者・障害者・子育て家庭・生活困窮世帯など、生活のことで悩みを抱えている方の身近な相談役です。

相談内容に応じて、区役所や、地域包括支援センターなどの関係機関につながります。その他、地域の状況に応じて「活動記録」のような取組をしています。

ある地区担当民生委員児童委員の「活動記録」から

地域の方から相談を受けた。

障害のある方のヘルパー利用について相談したいのだけれど…

障害者相談支援センターで相談できますよ。

ふれあい会食会で食事を作り、共に食事を楽しんだ。

見守っている高齢者宅を訪問した。

こんにちは！お変わりありませんか？

市からの依頼で、高齢者生活状況調査を行った。

地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の定例会で、相談支援の方法について意見交換を行った。

福祉制度に関する研修に参加した。

共同募金活動に協力した。

◆主任児童委員

主に子どもや子育て家庭への支援などを担当する民生委員児童委員です。地区担当民生委員児童委員と一緒に活動しています。

また、学校や児童相談所などの関係機関との連絡調整を行います。

ある主任児童委員の「活動記録」から

子どもたちの登校時間に防犯パトロールの協力をした。

地域で子育てサロンを開催した。

保育園や教職員との交流会に参加した。

子育てに関する相談を受けた。

子育てについて相談があるのですが…

区役所で相談できますよ。

区内の主任児童委員で児童関係施設と意見交換した。

活動内容は地域により様々ですが、皆さん、やりがいを持って活動しています！

地域の皆さんの顔が見え、赤ちゃんから高齢者まで、幅広い年代の方々と関わりを持つことができ、こちらが元気をもらっています。

地域の皆さんに活動を知っていただけるよう、いろいろな場でPR活動を行っています。

●川崎市での年齢要件(年齢は委嘱日時点)

——地区担当民生委員児童委員——

【新任】原則72歳未満(地域の状況により75歳未満)

【再任】原則75歳未満(地区民児協からの要請がある場合77歳未満)

——主任児童委員——

【新任】原則55歳未満(地域の状況により75歳未満)

【再任】原則61歳未満(地域の状況により75歳未満)